

国立大学法人信州大学とJA長野県グループとの包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）とJA長野県グループ（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、平成26年4月11日付「国立大学法人信州大学とJA長野県グループとの包括的連携に関する協定」（平成31年4月25日付最終更新）を更新し、次のように協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、JA長野県グループとは、長野県内に住所を有する単位農業協同組合、農業協同組合中央会、各農業協同組合連合会・県本部及び関連会社・団体をいう。

（目的）

第2条 本協定は、研究開発、新規事業の創生、人材交流、教育及び人材育成、地域貢献及び社会貢献、地域医療の推進等の分野で、甲乙が相互に連携協力し、科学技術の振興と地域産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第3条 甲乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 農業・農村の振興に関すること。
- (2) 健康・福祉・医療の振興に関すること。
- (3) 教育及び人材育成に関すること。
- (4) 産業の振興に関すること。
- (5) 文化の振興に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第4条 甲乙は、本協定に基づく業務の遂行上、知り得た相手方の機密情報及び個人情報については、善良なる管理者が厳重に管理し、本協定に基づく業務の遂行以外の目的で、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

（連携協議会）

第5条 第3条各号に掲げる事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携協議会を設置することができる。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、その間の事業評価に基づき、甲乙双方が合意した場合に限り更新することができる。

（協議）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙が協議して定めるものとする。

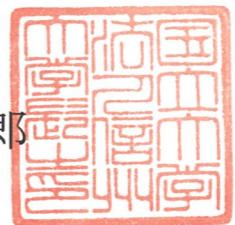
本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

なお、本書の記名押印は、乙にあっては、長野県農業協同組合中央会会長が、JA長野県グループを代表し、これを行うものとする。

令和6年4月11日

甲

国立大学法人信州大学長



乙

長野県農業協同組合中央会会長

中 村 宗一郎

神 農 佳 人

